

令和7年度水域の生活環境動植物登録基準設定検討会（第3回）

議事要旨

1. 日 時 令和7年10月22日（水）13：30～17：28

2. 場 所 WEB会議システムにより開催

3. 出席委員

|     |       |       |
|-----|-------|-------|
| 座 長 | 山本 裕史 |       |
| 委 員 | 今泉 圭隆 | 五箇 公一 |
|     | 坂本 正樹 | 菅谷 芳雄 |
|     | 須戸 幹  | 富田 恭範 |
|     | 永井 孝志 | 矢吹 芳教 |
|     | 山岸 隆博 | 與語 靖洋 |
|     | 横山 淳史 |       |

（敬称略、五十音順）

4. 議 事

- （1）水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について
- （2）登録基準の設定を不要とする農薬について

5. 議事概要

- （1）水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について

以下について検討が行われた。

- ① 新規剤であるフェンメゾジチアズ、フロリルピコキサミド及びグルホシネート（後発剤）について基準値の設定
- ② 再評価対象でありかつ、後発剤の新規登録申請がされているエチプロールについて基準値の改正等
- ③ 再評価対象であるシアナジン及びペントキサゾンについて基準値の改正等
- ④ フィプロニル及びその代謝分解物のリスクに係る考察と今後の対応

①について、

フェンメゾジチアズについては、事務局が提示した案を一部修正の上、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（以下、農薬小委員会。）に諮ることが了承された。

フロリルピコキサミドについては、申請者より提出のあった分解物の毒性試験成績によると、分解物の毒性が比較的高いが毒性値と水域 PEC の差が大きいことから、分解物に係る情報は参考とするが基準値設定には使用しないことについて議論があったが、その他特段の意見はなく、事務局が提示した案のとおり、農薬小委員会に諮ることが了承された。

グルホシネートについては、イボウキクサを用いたコウキクサ類生長阻害試験において、ばく露開始後6～7日目の供試生物の生長が鈍っているが、テストガイドラインと照らして試験の妥当性が確保されているかどうかについて議論した。検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

②について、

エチプロールについては、試験溶液における被験物質の溶解度を考慮していない試験設計の妥当性、オオミジンコを用いたミジンコ類急性遊泳阻害試験で被験物質にトラップされた個体が観察されていることに関し GLP の観点からは適切に試験を実施する必要があること、二つのユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験の毒性値が著しく異なる点に関し当該試験成績の科学的妥当性等について議論した。検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。なお、試験機関等に対して、適切な試験設計で毒性試験を実施するよう周知徹底を行う必要があると考えられる旨、委員より指摘があった。

③について、

シアナジンについては、コイを用いた魚類急性毒性試験において、溶存酸素濃度がテストガイドラインの規定を一部満たしていない点の影響等について議論した。また、今後の対応について、水道統計のデータを精査し追加の考察を行ったうえで検討することが望ましい旨、委員より指摘があった。検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

ペントキサゾンについては、オオミジンコを用いたミジンコ類遊泳阻害試験において、限度試験の濃度設定がテストガイドラインの規定を満たしていない点の妥当性等について議論した。その他、環境中予測濃度の算定に関して、土壌吸着係数を 10,000 とする点や環境中予測濃度が登録基準値の 10 分の 1 を下回っているが、引き続き農薬残留対策総合調査の対象農薬とすること等について議論した。なお、試験機関等に対して、テストガイドラインや OECD ガイダンスドキュメント 23 に準拠した適切な試験設計に関する周知徹底が必要であると考えられる旨、委員より指摘があった。

④について、

フィプロニルに限らず農薬の代謝分解物の生態リスク評価については、評価手法・体制の構築、毒性試験成績の取得等の様々な課題に対して丁寧に検討を進める必要がある旨委員より指摘があった。フィプロニルについては、今後の対応として、代謝分解物について毒性試験成績を取得するとともに河川モニタリング調査を進め、フィプロニルの基準値の改正等に係る検討を進める点について議論が行われ、事務局が提示した案が了承された。

## (2) 登録基準の設定を不要とする農薬について

新規剤である微生物農薬青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP180 について、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を不要とすることに関する検討が行われ、事務局が提示した案のとおり、農薬小委員会に諮ることが了承された。